

議案第90号

芽室町公営住宅管理条例中一部改正の件

芽室町公営住宅管理条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和2年3月3日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町公営住宅管理条例の一部を改正する条例

芽室町公営住宅管理条例（平成9年条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「第70条」を「第71条」に改める。

第9条第5項中「寡婦」の次に「（寡夫）」を加える。

第11条第1項後段を削り、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 公営住宅の入居決定者は、入居契約の締結に際し、公営住宅入居中の緊急連絡先として、2人以内の連絡先を登録しなければならない。

3 公営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を第1項に定める期間内にすることができないときは、第1項の規定にかかわらず、町長が別に指示する期間内に手続をしなければならない。

第11条第4項中「第2項」を「前項」に改める。

第19条第1項を次のように改める。

公営住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、町長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて、町の負担とする。

第40条第1項第6号中「第68条」を「第69条」に改め、同条第3項中「年5分の割合」を「民法に規定する法定利率」に改める。

第70条を第71条とし、第69条を第70条とする。

第68条中「第66条第2項」を「第67条第2項」に改め、同条を第69条とする。

第67条を第68条とし、第66条を第67条とする。

第65条を第66条とし、第64条の次に次の1条を加える。

（指定管理者）

第65条 町長は、本条例に規定するもののうち、次の各号に掲げる事務を指定管理者に行わせることができる。

- (1) 公営住宅の入居者の募集に関すること。
- (2) 公営住宅の家賃の徴収に関すること。
- (3) 公営住宅及び共同施設の維持、修繕及び改良に関すること。
- (4) 公営住宅及び共同施設に係る環境整備に関すること。

(5) 第3号及び前号に定めるもののほか、公営住宅の共同施設の管理に関するもののうち、町長が定めるもの。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### 説 明

公営住宅入居契約時の連帯保証人に関する規定の廃止及び緊急連絡先の規定の追加並びに入居者の修繕に要する費用負担の明確化及び公営住宅維持管理事務の一部を指定管理者に行わせることができる事項を定めることに伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町公営住宅管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—第3条)</p> <p>第2章 公営住宅の管理 (第4条—第40条)</p> <p>第3章 社会福祉事業等への活用 (第41条—第47条)</p> <p>第4章 公営住宅の活用 (みなし特定公共賃貸住宅) (第48条—第52条)</p> <p>第5章 駐車場の管理 (第53条—第62条)</p> <p>第6章 補則 (第63条—<u>第71条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第9条 一略—</p> <p>2～4 一略—</p> <p>5 町長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦 (<u>寡夫</u>)、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—第3条)</p> <p>第2章 公営住宅の管理 (第4条—第40条)</p> <p>第3章 社会福祉事業等への活用 (第41条—第47条)</p> <p>第4章 公営住宅の活用 (みなし特定公共賃貸住宅) (第48条—第52条)</p> <p>第5章 駐車場の管理 (第53条—第62条)</p> <p>第6章 補則 (第63条—<u>第70条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第9条 一略—</p> <p>2～4 一略—</p> <p>5 町長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境</p>

改正案	現 行
<p>生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で町長が定める要件を備えている者及び町長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに公営住宅に入居することを必要としている者については、第2項から前項までの規定にかかわらず、町長が割当をした公営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(住宅入居の手続)</p> <p>第11条 公営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、町が定める契約書により、入居契約を締結しなければならない。</p> <p><u>2 公営住宅の入居決定者は、入居契約の締結に際し、公営住宅入居中の緊急連絡先として、2人以内の連絡先を登録しなければならない。</u></p> <p><u>3 公営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を第1項に定める期間内にすることができないときは、第1項の規定にかかわらず、町長が別に指示する期間内に手続をしなければならない。</u></p> <p>4 町長は、公営住宅の入居決定者が第1項又は前項に規定する期</p>	<p>の改善を図るべき地域に居住する者で町長が定める要件を備えている者及び町長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに公営住宅に入居することを必要としている者については、第2項から前項までの規定にかかわらず、町長が割当をした公営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(住宅入居の手続)</p> <p>第11条 公営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、町が定める契約書により、入居契約を締結しなければならない。<u>この場合において、契約書に連署する連帯保証人は、入居決定者と同程度以上の収入を有する者とする。</u></p> <p><u>2 公営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続きを前項に定める期間内にすることができないときは、前項の規定にかかわらず、町長が別に指示する期間内に手続をしなければならない。</u></p> <p><u>3 町長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項の規定による契約書に連帯保証人の連署を必要としないことができる。</u></p> <p>4 町長は、公営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する</p>

改正案	現 行
<p>間内に第1項の手続をしないときは、公営住宅の入居の決定を取り消すことができる。</p> <p>5・6 一略一</p> <p>(修繕費用の負担)</p> <p><u>第19条 公営住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、町長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて、町の負担とする。</u></p> <p>2・3 一略一</p> <p>(住宅の明渡請求)</p> <p>第40条 町長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該公営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(5) 一略一</p> <p>(6) 入居者が<u>第69条</u>の勧告に従わなかったとき。</p> <p>(7)～(9) 一略一</p>	<p>期間内に第1項の手続をしないときは、公営住宅の入居の決定を取り消すことができる。</p> <p>5・6 一略一</p> <p>(修繕費用の負担)</p> <p><u>第19条 公営住宅及び共同施設の修繕に要する費用(畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)</u>は、町の負担とする。</p> <p>2・3 一略一</p> <p>(住宅の明渡請求)</p> <p>第40条 町長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該公営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(5) 一略一</p> <p>(6) 入居者が<u>第68条</u>の勧告に従わなかったとき。</p> <p>(7)～(9) 一略一</p>

改正案	現 行
<p>2 一略一</p> <p>3 町長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、<u>近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額</u>に<u>民法に規定する法定利率</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、<u>近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</u></p> <p>4～6 一略一</p> <p><u>(指定管理者)</u></p> <p><u>第65条 町長は、本条例に規定するもののうち、次の各号に掲げる事務を指定管理者に行わせることができる。</u></p> <p>(1) <u>公営住宅の入居者の募集に関すること。</u></p> <p>(2) <u>公営住宅の家賃の徴収に関すること。</u></p> <p>(3) <u>公営住宅及び共同施設の維持、修繕及び改良に関すること。</u></p> <p>(4) <u>公営住宅及び共同施設に係る環境整備に関すること。</u></p>	<p>2 一略一</p> <p>3 町長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、<u>近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額</u>に<u>年5分の割合</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、<u>近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</u></p> <p>4～6 一略一</p>

改正案	現 行
<p data-bbox="226 341 1077 421"><u>(5) 第3号及び前号に定めるもののほか、公営住宅の共同施設の管理に関するもののうち、町長が定めるもの。</u></p> <p data-bbox="241 491 495 528">(敷地の目的外使用)</p> <p data-bbox="197 555 1077 676"><u>第66条</u> 町長は、公営住宅及び共同施設の用に供されている土地の一部を、その用途又は目的を妨げない限度において、規則の定めるところによりその使用を許可することができる。</p> <p data-bbox="241 746 640 783">(北海道警察本部長の意見聴取)</p> <p data-bbox="197 810 1077 932"><u>第67条</u> 町長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が暴力団員であるかどうかについて、北海道警察本部長の意見を聴くことができる。</p> <ol data-bbox="226 963 1077 1299" style="list-style-type: none"><li>(1) 第8条第2項の規定により公営住宅の入居者を決定しようとする場合 入居申込者及び当該入居申込者と現に同居し、又は同居しようとする親族</li><li>(2) 第12条第1項(第52条において準用する場合を含む。)の承認をしようとする場合 同居させようとする者</li><li>(3) 第13条第1項(第52条において準用する場合を含む。)の承認をしようとする場合 承認を得ようとする者及び当該</li></ol>	<p data-bbox="1151 491 1404 528">(敷地の目的外使用)</p> <p data-bbox="1099 555 1980 676"><u>第65条</u> 町長は、公営住宅及び共同施設の用に供されている土地の一部を、その用途又は目的を妨げない限度において、規則の定めるところによりその使用を許可することができる。</p> <p data-bbox="1151 746 1550 783">(北海道警察本部長の意見聴取)</p> <p data-bbox="1099 810 1980 932"><u>第66条</u> 町長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が暴力団員であるかどうかについて、北海道警察本部長の意見を聴くことができる。</p> <ol data-bbox="1128 963 1980 1299" style="list-style-type: none"><li>(1) 第8条第2項の規定により公営住宅の入居者を決定しようとする場合 入居申込者及び当該入居申込者と現に同居し、又は同居しようとする親族</li><li>(2) 第12条第1項(第52条において準用する場合を含む。)の承認をしようとする場合 同居させようとする者</li><li>(3) 第13条第1項(第52条において準用する場合を含む。)の承認をしようとする場合 承認を得ようとする者及び当該承認</li></ol>

改正案	現 行
<p>承認を得ようとする者と同居し、又は同居しようとする親族</p> <p>(4) 第50条の規定により公営住宅を使用させようとする場合 使用しようとする者及び当該使用しようとする者と現に同居 し、又は同居しようとする親族</p> <p>(5) 第56条第2項の規定による決定をしようとする場合 入居 者及び同居者</p> <p>2 一略一</p> <p>(町長への意見)</p> <p><u>第68条</u> 北海道警察本部長は、公営住宅の入居者又は同居者につい て暴力団員であると疑うに足りる相当な理由があるときは、町長 に対し、その旨の意見を述べることができる。</p> <p>(勧告)</p> <p><u>第69条</u> 町長は、<u>第67条第2項</u>の規定による意見又は前条の意見が 述べられた場合であって、公営住宅の管理のため特に必要がある と認めるときは、当該意見に係る入居者に対して、公営住宅の明 渡しその他必要な措置をとる旨を勧告することができる。</p>	<p>を得ようとする者と同居し、又は同居しようとする親族</p> <p>(4) 第50条の規定により公営住宅を使用させようとする場合 使用しようとする者及び当該使用しようとする者と現に同居 し、又は同居しようとする親族</p> <p>(5) 第56条第2項の規定による決定をしようとする場合 入居 者及び同居者</p> <p>2 一略一</p> <p>(町長への意見)</p> <p><u>第67条</u> 北海道警察本部長は、公営住宅の入居者又は同居者につい て暴力団員であると疑うに足りる相当な理由があるときは、町長 に対し、その旨の意見を述べることができる。</p> <p>(勧告)</p> <p><u>第68条</u> 町長は、<u>第66条第2項</u>の規定による意見又は前条の意見が 述べられた場合であって、公営住宅の管理のため特に必要がある と認めるときは、当該意見に係る入居者に対して、公営住宅の明 渡しその他必要な措置をとる旨を勧告することができる。</p>



改正案	現 行
<p>(罰則)</p> <p><u>第70条</u> 町長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。</p> <p>(施行規則の制定)</p> <p><u>第71条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p><u>附 則</u> この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>(罰則)</p> <p><u>第69条</u> 町長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。</p> <p>(施行規則の制定)</p> <p><u>第70条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>